

当別町
小中一貫教育に関する取組
基本方針

平成 27 年 3 月 23 日

目 次

はじめに

- 1 当別町小中一貫教育に関する取組基本方針の策定にあたって …… 2
- 2 用語について …… 3

第1章 当別町小中一貫教育で目指す方向 …… 4

- 1 一貫教育でめざす人間像 …… 4
- 2 一貫教育でめざす学校像 …… 5
- 3 一貫教育でめざす地域像 …… 6
- 4 一貫教育でめざす児童生徒像 …… 7

第2章 当別町で実施する小中一貫教育 …… 9

- (1) 全小学校・中学校での小中一貫教育の実施
- (2) 義務教育9年間を連続した教育課程の編成
- (3) 地域の特色を活かしたカリキュラムの導入
- (4) 児童生徒や教職員の交流
- (5) 発達段階に応じた学年区分による指導
- (6) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- (7) 適正な学校規模の維持と良好な教育環境の確保

第3章 小中一貫教育学校の形態 …… 11

- 1 施設の類型 …… 11
- 2 当別町で進める小中一貫教育学校 …… 12

第4章 小中一貫教育推進体制 …… 13

- 1 小中一貫教育推進組織 …… 13
- 2 小中一貫教育のための人的推進体制 …… 14

第5章 スケジュール …… 17

- 1 スケジュール …… 17

資料編

- 1 児童生徒の現状 …… 18
- 2 町立小中学校の現況 …… 19
- 3 用語解説 …… 20

はじめに

1 当別町小中一貫教育に関する取組基本方針の策定にあたって

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化など社会は大きく変化してきています。そのような社会情勢の中、ここ当別町では人口の減少や高齢化、労働人口の減少などが大きな課題となっています。教育におきましても、児童生徒減による学校の適正配置、校舎の老朽化の対応、学力の定着や向上、普通教育における特別支援教育の在り方、地域や家庭の教育力の低下など多くの課題を抱えています。

当別町教育委員会では、これらの課題を解決すべく新たな教育システム「小中一貫教育」の研究を平成26年4月より始めました。その研究において小中一貫教育の特色である小学校6年、中学校3年の9年を一つの塊として捉えた教育課程編成と実施、小中両教員の学校の区分にとらわれない指導、新しいシステムを契機とした地域や保護者を巻き込んだの学校運営などが課題の解決につながると結論づけました。

研究と並行して、当別小学校と当別中学校において、北海道の「小中連携・一貫教育実践事業」のモデル指定を受け、研究・実践に入っておりますし、国では、学校教育法改正案が閣議決定され、平成28年度にも小中一貫校が制度化されます。当別町における小中一貫教育導入に向けての環境整備も図られつつあります。

当別町教育委員会は、当別町で教育を受ける子どもたちが世界に羽ばたける「知・徳・体」を兼ね備えた人間に育つよう、この「小中一貫教育」を早期に導入してまいります。

今後は、この基本方針にそった形で実行方針が立てられ、各施策の実行へ移っていきます。

平成27年3月23日

2 用語について

本方針において使用する用語の定義は、次のとおりです。ただし、固有名詞や一般的に使われる表現等については除きます。

用語	定義
児童	小学校に在籍する者
生徒	中学校に在籍する者
児童生徒	児童及び生徒
子ども	乳幼児、園児、児童及び生徒の総称
子どもたち	複数の乳幼児、園児、児童及び生徒の総称
小中学校	小学校及び中学校
学校	幼稚園・保育園、小中学校及び高等学校
学校教育	小中学校で実施される教育
教員	教頭、教諭、講師等
教職員	教員に校長、事務職員等を加えたもの
学力	知識や技能の習得のほか、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの
小中連携教育	小中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
小中一貫教育	小中連携教育のうち、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

第1章 当別町小中一貫教育でめざす方向性

当別町では、「当別町教育目標」を昭和31年に制定し、「強じんな精神とたくましい身体をつくる」「科学的な知識や技能を身につける」「豊かな情操の涵養と文化の創造につとめる」「自主的な判断力と社会的徳性をつちかう」「明るく豊かで住みよい郷土をきずく」の五つの柱を掲げています。

また、平成26年3月に策定された「第4次当別町生涯学習推進計画」において、推進すべき方向性として、青少年期（小学校）では「知・徳・体のバランスのとれた人材の基礎となる力の育成」「基礎・基本の確実な定着」「低学年からの外国語活動や異校種間連携など特色のある教育の推進」「自己理解にはじまるキャリア教育の推進」を示しています。加えて、中学校では「小学校で培った知・徳・体の基礎となる力の発展」「自ら進んで学習や行事に取り組む積極的な姿勢の育成」「異校種間の連携」「社会的・職業的な自立に向けたキャリア教育の推進」を示し、共通の方向性として、「適正な学校配置と一貫教育の検討・推進」を掲げました。

義務教育期の発達段階は、一人一人の能力・適性、興味・関心等に応じた柔軟な教育であることが求められる時期であり、社会的自立に向けて、必要な資質・能力の基礎を切れ目なく確実に身に付けさせることが大切です。

これらを踏まえて、当別町での小中一貫教育は、次の基本的な方向で推進します。

【一貫教育でめざす人間像】

社会を背負う、世界にも通用する「知・徳・体」を備えた人

地域でも世界でも通用する社会を背負って行ける人材を育てます。次の社会を背負うのは、今、義務教育期で学んでいる子どもたちです。世界に通用する豊かな教養と柔軟な思考や創造のできる広い視野を持ち、人間性や社会性に富んだ、健康で強靱な精神力を備えた人をめざすことで、次世代を背負う子どもたちに、将来の夢や希望を見つけそれを実現することのできる人の育成をめざします。

【一貫教育でめざす学校像】～徹底した学力向上を図る学校～

(1) 上位の学校へのスムーズな移行や、ずれや逆転のない スムーズな学年移行が可能となる教育を行う学校

上位の学校に進学しても、今までの積み重ねをリセットすることなく、発達段階に応じた指導を継続して行います。そのために、小学校、中学校で子どもの発達段階による課題の変化を共通理解し、共有します。

(2) その学年で付けるべき力を全員に付けさせることのできる学校

各学年で身につけるべき内容を整理し、小学校、中学校の教員全員により共有することで、つまずきや遅れを無くす手立てや工夫を行っていきます。

(3) 地域や保護者の思いが活かされ共に歩める学校

家庭や地域との間の相互理解や信頼に基づき、教育に対する地域や保護者の思いを学校運営に反映します。学校教育に地域の資源や教育力を活用するとともに、学校の資源や教育力を地域社会に開放し、学校を地域の人々の交流の場や地域のコミュニティとして機能させていきます。

(4) 魅力が体感できる教育環境の下、先進的な取組を進める学校

児童生徒が自分たちに向けられた「町民」からの期待を実感できる教育環境を整備し、その下で先進的な教育を実施します。

**【一貫教育でめざす地域像】 ～地域の教育力を学校教育に
(学校の教育力を地域活性に)～**

(1) 学校がまちづくりの核である地域

地域が学校行事に積極的に関わったり、逆に地域が子どもたちに様々な体験活動の場を提供するなど、双方が学校だけでは実現が出来ない教育を展開していくことで、相乗的に教育力を高め、地域の教育力を学校教育に活かし、学校の教育力を地域社会の活性化につなげていきます。

(2) 家庭教育や学校教育を支援し、共に育む環境のある地域

町にとって大きな宝である子どもの教育を、学校、家庭とともに地域社会全体で共有し、支援していく意識づくりを進めることで、地域の大きな教育力にし、大人になった子どもたちが、さらに大きな地域の教育力に発展させていくサイクルにつなげます。

(3) 子どもたちと人々の心温まるふれあいのある地域

地域の中で多くの人とふれあい、世代を超えたいい人間関係をつくる挨拶や声かけ、地域活動での交流などの小さな取組を実践していくことで、コミュニケーション能力、自己制御能力等の人間力を持ち、他人との協調のできる思いやりのある子どもを育てます。

(4) 地域の誇りや愛着の心を子どもたちに伝えていく地域

地域の人々の生き方や風土から学び、自分たちの郷土を愛する気持ちを子どもたちの心に伝え、次世代につなげていきます。

【一貫教育でめざす児童生徒像】 ～一貫教育で付けさせたい力～

(1) 基礎基本と発展的学力、自ら学ぶ意欲

～将来の夢や希望を実現するために努力し、行動できる子ども～

学習の意欲を高め、基礎基本を確実に習得させることで、自分の将来の夢や希望を実現するために努力し、行動できる子どもを育成します。

(2) 豊かな人間性

～自分を大切に、人を大切に、未来を見つめ当別を大切に出来る子ども～

社会性、自立と共生の醸成を図り、豊かな心を持つ子どもを育成します。

(3) 健全な心身

～未来の当別を支える健全な心身を持つ子ども～

生涯にわたり、たくましく健やかに生きるため、強い意志を持ち健康や安全に気を配ることのできる子どもを育成します。

(4) コミュニケーション能力

～自分の考えや思いを伝え、また聞くことで、
積極的に人間関係を築く力を持つ子ども～

異学年集団や地域との交流等を通して、積極的に人や社会と関わり、豊かな人間性や社会性と円滑な人間関係を築く力を育成します。

(5) プレゼンテーション能力

～あらゆる場面で自分の考えを自分の言葉で表現できる子ども～

少子高齢化やグローバル化が進む社会の中で必要とされる、自分と異なる

る世代や文化を持った相手に、自分の考えを自分の言葉や表現方法で思いやりを持って伝える能力を育成します。

(6) 当別が好きな子ども

地域に関する学習を通して、地域社会に対する誇りや愛情を持つことができる子どもを育成します。郷土の価値の再認識を図り、ふるさとづくりの推進につなげます。

第2章 当別町で実施する小中一貫教育

中央教育審議会答申で、一貫教育の中核的要素（要件）として掲げている「9年間の教育目標の明確化」、「当該教育目標に即した教科ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施」を含め、次の内容を実施していきます。

（1）全小学校・中学校での小中一貫教育の実施（目標の設定）

町内の全小中学校で小中一貫教育に取り組みます。

すでに各小学校、中学校では、それぞれ連携の取組が行われています。それらを一貫教育に発展させ、平成29年度を目途に当別町内すべての小中学校で児童生徒の実態や地域ごとの状況等を踏まえて共通の目標や指導内容等を設定し、小中一貫教育を実施します。

（2）義務教育9年間を連続した教育課程の編成（教育課程の編成）

学習指導要領に基づいて、義務教育9年間を連続した教育課程を編成します。

各学校で、学習指導要領の範囲内で、義務教育9年間を連続した期間として捉えたカリキュラムを編成します。

（3）地域の特色を活かした教科の導入（当別学の創設・国際教育の推進）

系統的・体系的な地域学習を実施し、当別の歴史・文化・自然・産業・科学などに対する興味や関心を高める教育を実施します。それぞれの地域の教育資源を活用し、体験学習等を実施することで、地域とのつながりを深めつつ、将来の夢や希望を広げていきます。

また、将来の夢や希望の実現に近づくため、低学年からの国際理解教育や外国語教育を充実させていきます。

（4）児童生徒や教職員の交流

（教科担任制導入や習熟度別学習と教職員の意識改革）

それぞれの地域で小学生と中学生が一緒に学習や活動を行います。小学校教員の丁寧な指導や中学校教員の専門性を生かした指導を行うため、互いの学校

で授業を担当したり、児童生徒が移動し授業を受けます。

また、教職員の負担も考慮しながら、こうした取組を実施することで、互いの指導方法を高めていくなど、教職員の意識に変化を与えるようにしていきます。

(5) 発達段階に応じた学年区分による指導

先進地の例では、「6－3」「5－4」「4－3－2」などに区分し、発達段階に応じたそれぞれの時期で、指導目標や内容を明確にして取り組んでいることから、今後、学校の実態等に応じて、義務教育9年間で発達段階に応じた学年区分に分け、指導の充実を図ることを検討します。

(6) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

よりよい教育環境づくりに向けて、学校、家庭、地域が話し合いをする場を設定し、三者が一体となった取組の促進を図ります。

(7) 適正な学校規模の維持と良好な教育環境の確保

(老朽化した施設の改善・児童生徒数の減少への対応)

町立学校施設の老朽化が顕著になってきており、良好な教育環境を確保するためには、学校施設の改築・改修などを計画的にかつ早期に改築、改修を行うことが必要です。

また、急速な児童生徒数の減少が予想される中、人間関係の広がりや、運動会等の学校行事・部活動の活性化等、適正な学校規模を安定的に確保していく必要があります。

そのため、財政状況等も考慮に入れながら、小中一貫教育の効果が実感できる「施設一体型の小中一貫校」の施設整備や、時代を先取りした教材や教具の導入を積極的に実施するなど、よりコンパクトな当別町ならではの特色ある教育の実現を図っていきます。

第3章 小中一貫教育学校の形態

1 小中一貫教育学校の形態

小中一貫教育の施設形態は、大きく「一体型」と「分離型」に分けられ、校舎は分離しているものの敷地が隣接しており、一体型と同様の運用が可能な「隣接型」等があります。

平成26年9月に公表した「小中一貫教育等についての実態調査」（以下「実態調査」）の結果によると、その



校舎の設置状況は、「施設分離型校舎」が78%、「施設一体型校舎」が13%、「施設隣接型校舎」が5%となっています。施設一体型は、児童生徒、教職員の移動に時間がかからず効率的に小中一貫教育を進められ、最大限の効果が得られますが、施設の整備に多額の経費がかかります。

一方、施設分離型では、児童生徒、教職員の移動に時間がかかり小中一貫教育を効率的に進められず、効果が得にくいものの、既存の校舎を活かしながら推進できるため、比較的経費がかからず実践できること。そして、隣接型は、分離型ほど児童生徒、教職員の移動にそれほど時間がかからないものの、小学校校舎、中学校校舎が隣接していなければ、この形態はとれないことがあげられます。それぞれの形態ごとに長所、短所があり、相反する関係にあることから、地域の実情、実態に合わせ判断する必要があります。

ただ、いずれにしても、実施校のほとんどで学力向上、「中1ギャップ」の緩和、教職員の意識・指導力の向上など、顕著な成果が報告されていることから、小中一貫教育は、施設形態によらず有効な取組であると言えます。

2 当別町で進める小中一貫教育学校

以上の状況を総括し、当初は、分離型の小中一貫教育に取り組みます。現在の中学校区にあわせ、2校の義務教育学校の設置を想定します。分離型での取組になりますので、2校4校舎でのスタートに向け、取り組みを進めていきます。

なお、なるべく早い時期に、より教育効果が得られる施設一体型の一貫教育に移行します。

【当初に設置する一貫校】

当別 地区	(仮称) 当別町立当別義務教育学校	当別小学校、当別中学校 (弁華別小学校、弁華別中学校) ※
西当別 地区	(仮称) 当別町立西当別義務教育学校	西当別小学校・西当別中学校

※ 弁華別小学校及び弁華別中学校については、平成 27 年度末をもって当別小学校及び当別中学校と統合し、閉校となる予定です。

第4章 小中一貫教育推進体制

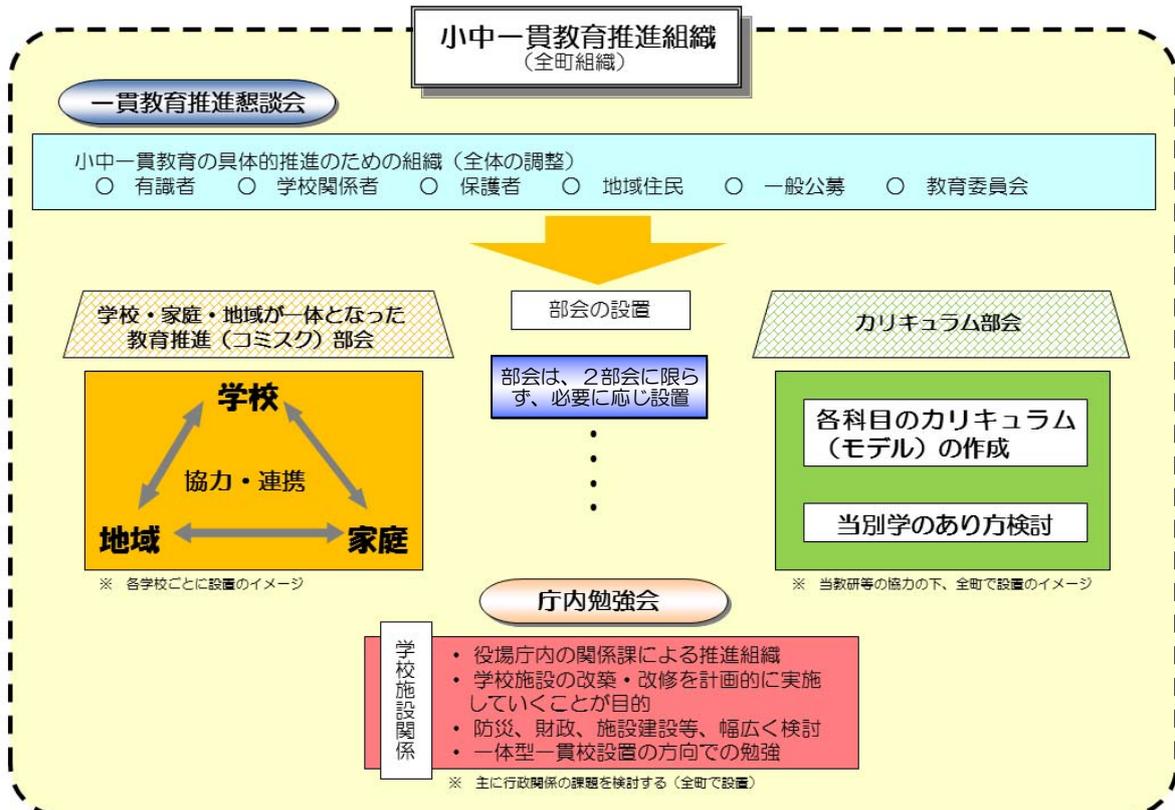
1 小中一貫教育推進組織について

当別町の小中一貫教育を推進していくため、話し合いの場を設定し、議論を深める組織をつくります。

【当初に設置する各組織の概要】

小中一貫教育推進のための組織	
当別町小中一貫教育推進懇談会	
①	カリキュラム編成のための組織 (カリキュラム部会)
②	学校・家庭・地域が一体となった教育の推進のための組織 (学校・家庭・地域が一体となった教育推進部会)
将来の施設等の検討に関する組織	
当別町小中一貫教育推進庁内勉強会	

《当別町小中一貫教育推進組織のイメージ図》



(1) 当別町小中一貫教育推進懇談会

学識経験者、学校関係者、保護者・地域の代表、公募による町民の代表、教育委員会事務局で組織し、当別町で進める小中一貫教育の全体調整を図り、各校や一貫教育を推進するために設置されるその他の組織等への助言や調整などの支援を行う組織です。

なお、必要に応じて、専門事項を検討する部会を設置し、具体的な検討をすすめていきます。

【懇談会（準備委員会）の構成員のイメージ】

有識者	大学一貫教育研究者 (想定される構成員 北海道教育大学札幌校 教授)	教育学等広範にわたる 専門的視点から助言
学校関係者	小学校校長、中学校校長等 (想定される構成員 各学校校長、幼稚園代表、高校校長等)	学校現場の立場から 助言、意見
保護者	P T A代表、保護者 (想定される構成員 P T A連合会代表者等)	保護者の立場から助 言、意見
地域住民	地域住民、町内会代表 (想定される構成員 町内会代表者、商工会青年部等)	地域住民、将来の子育て 世代から助言、意見
教育委員会	教育委員会担当者 (想定される構成員 課長、担当等)	行政の立場から助 言、意見、総合調整
その他	一般公募 (想定される構成員 一般町民)	上記構成員と異なる立 場から助言、意見

(2) 当別町小中一貫教育推進懇談会（カリキュラム編成部会）

学習指導要領の趣旨を踏まえながら、当別町小中一貫教育カリキュラム（モデル）を、大学、道教委等の支援も得ながら、町内の教職員や教育委員会事務局が協力して作成します。モデルでは、小中交流活動や小中教職員が協力して行う授業など、各地区小中学校において共通する部分や連携する部分の指導計画を作成するとともに地域の特色を活かしたカリキュラムとして当別学のあり方も検討していきます。

【カリキュラム部会の構成員のイメージ】

有識者	大学一貫教育研究者、教科研究者ほか
学校関係者	各学校の教務部及び教科部担当教職員（当教研等）
教育委員会	教育委員会担当者
北海道教育委員会	北海道教育庁石狩教育局義務教育担当指導主事

（３）当別町小中一貫教育推進懇談会（学校・家庭・地域が一体となった教育推進部会）

設置が想定されるそれぞれの学校ごとに、学校・家庭・地域が一体となった教育推進部会を既存の組織等も活用しながら設置を進めます。保護者・地域・学校の意見を得ながら小中一貫教育を推進する体制をつくり、連携しながら運営していくことをめざします。

【学校・家庭・地域が一体となった教育推進部会の構成員のイメージ】

学校関係者	各学校教職員
保護者	P T A の関係部会担当役員
地域住民	町内会の関係部会担当役員

（４）当別町小中一貫教育推進庁内勉強会

学校施設の改築・改修などを計画的に実施するため、それぞれの立場から意見を得ながら推進していく体制をつくります。将来の一体型一貫校施設等建設のための検討も行います。

【庁内勉強会の構成員のイメージ】

防災関係	総務課長	防災等の視点から意見する
財政関係	財政課長	財政等の視点から意見する
企画関係	美しいまちづくり課長	まちづくり等の視点から意見する
施設関係	建設課長	施設建設等の観点から意見する
教育関係 （総括）	教育委員会管理課長	学校教育の観点から意見するとともに、本会を総括する

2 小中一貫教育のための人的推進体制について

一貫教育を効果的に実施するため、小中間、地域の人材等との連携や調整などを行うコーディネーターを配置し、一貫教育を積極的に推進していく体制をつくります。

【設置が必要とされるコーディネーター等】

名称	内容
小中一貫教育コーディネーター（一貫教育）	各学校に配置し、各学校の小中一貫教育の取組の窓口となり、小中学校間の連携を進め、各校の中で中心となって一貫教育の推進する職員（各校1名 計4名）
小中一貫教育コーディネーター（英語教育）	教育委員会に配置し、小学校の英語教育と中学校の英語科を効果的につなぎ、アドバイスをする者（1名）
小中一貫教育コーディネーター（地域学習）	教育委員会に配置し、当別学（地域学習）等のカリキュラムにより地域の人材の発掘や導入、アドバイスをする者（1名）
小中一貫教育コーディネーター（ボランティアサポーター）	教育委員会に配置し、学校と学校を支援するボランティアとをつなぎ、実際の活動につながるよう調整する者（1名）

第5章 スケジュール

平成27年度	カリキュラム等の作成・教職員研修の実施 小学校・中学校間の連携の強化
平成28年度	小中一貫教育の試行実施（一部教科担任制） カリキュラム等の作成・教職員研修の実施 小学校・中学校間の連携の強化
平成29年度	小中一貫教育を全小中学校で開始 教職員研修の実施
平成30年度以降	一貫カリキュラムの拡大実施（教科・教科担任制等） 教職員研修（新規採用・転入者・継続）の実施 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

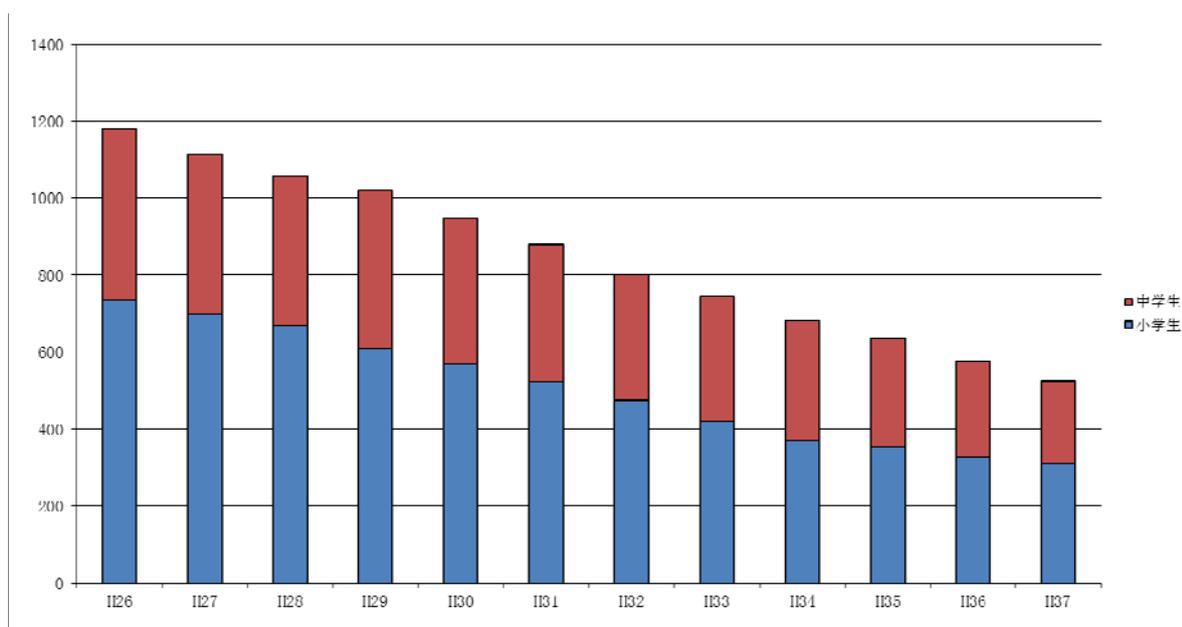
資料編

(1) 児童生徒の現状

児童生徒数・学級数の推移と推計(H17～H31)

年 度	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
H17	1,392	58	763	31	2,155	89
H20	1,116	45	733	31	1,849	76
H23	906	38	613	27	1,519	65
H26	736	33	495	23	1,231	56
H31	517	16	360	11	877	27

児童生徒数推計(H26～H37)



(※コーホート法による閉鎖人口(転出入がないと想定)による)

資料編

(2) 町立小中学校の状況

【小学校一覧】

番号	名称	所在地	建築年		校地面積 (㎡)	耐震改修
			校舎	体育館		
1	当別小学校	当別町 元町 102 番地	S46、S47	H24	20,967	H22 実施済
2	弁華別小学校	当別町 字弁華別 243 番地	S12、S33、 S46	S12	12,228	未実施
3	西当別小学校	当別町 太美町 1481 番地	S57、H6、 H8	S58	15,789	不要

【中学校一覧】

番号	名称	所在地	建築年		校地面積 (㎡)	耐震改修
			校舎	体育館		
1	当別中学校	当別町 下川町 125 番地	S44、S49	S44	43,310	H22 実施済
2	西当別中学校	当別町 獅子内 5134 番地 1	S55、S56 H12	S54	28,749	H22 実施済
3	弁華別中学校	当別町 字弁華別 429 番地	S54、S59、 S60	S61	14,731	不要

資料編

(3) 用語解説

キャリア教育

将来の社会的・職業的に自立に向けて、必要な能力や態度を育てることで、それぞれ社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むことを目的とした教育。

中1ギャップ

中1ギャップとは、小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

教科担任制

教科担任制とは、中学校や高等学校のように教科ごとに教える教員がかわる指導形態。一方、小学校のように学級担任が全教科を担当する指導形態を学級担任制である。

習熟度別学習

習熟度別学習とは、授業の際に児童・生徒をその教科の習熟度に応じて、1つの学級を2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて、少人数で授業を行い、児童・生徒の学習の効率を上げようとする授業形態。

コミュニティスクール

平成16年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入され、法律上は「学校運営協議会」と言う。保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがねらいである。道内での導入例は少ないが、全国的には増加傾向にあり、国も導入に向け自治体の支援策を打ち出してきている。

小1プロブレム

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの児童が、授業中に座っていら
れなかったり、集団行動がとれなかったりといった状態が続くこと。生活の中心
が「遊び」から「学び」に変わるギャップの大きさが要因の一つとされる。

当別町教育目標

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/266.html>

第4次当別町生涯学習推進計画

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syakai/6329.html>

当別町小中一貫教育に関する取組基本方針

平成 27 年(2015)3 月 23 日策定

編 集 当別町教育委員会(管理課)
住 所 061-0292
北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9
電 話 0 1 3 3 — 2 3 — 2 6 8 9
F a x 0 1 3 3 — 2 3 — 3 1 1 4
メ ー ル kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp